

ドル好感企業日本株オープン(米ドル投資型)

《愛称:ダブルギア》

追加型投信／国内／株式



●本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ: <http://www.smtam.jp/>

携帯サイト: <http://m.smtam.jp/>

フリーダイヤル: 0120-668001

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)



■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第347号

設立年月日:昭和61年11月1日

資本金:3億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:4兆6,031億円

(資本金、運用純資産総額は平成25年12月30日現在)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	国内	株式

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産((注))	年1回	日本	ファミリーファンド

(注)投資信託証券(株式 一般)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

この目論見書により行うドル好感企業日本株オープン(米ドル投資型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年2月14日に関東財務局長に提出しており、平成26年3月2日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。



✓ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1. 東京証券取引所市場第一部上場株式の中から、為替の円安・米ドル高局面で株価上昇が期待できる銘柄(ドル好感企業)*に投資します。

*ドル好感企業…当ファンドでは、株価の為替感応度(円安・米ドル高連動性)の高い銘柄を「ドル好感企業」と呼びます。

●ポートフォリオ構築にあたっては、東京証券取引所市場第一部上場株式の中から、TOPIX500*構成銘柄を投資対象として、時価総額、信用リスク等を勘案の上、株価と米ドル／円相場との相関及び感応度が高い50銘柄程度を抽出し、等金額投資を行います。

※TOPIX500は、東京証券取引所市場第一部上場株式の中から、時価総額及び流動性の高い500銘柄で構成される指数です。

ポートフォリオ構築プロセス

東京証券取引所市場第一部上場株式
(1,700～1,800銘柄程度)

投資対象銘柄群
(500銘柄程度)

組入候補銘柄
(150銘柄程度)

ポートフォリオ
(50銘柄程度)

1次スクリーニング

- 原則としてTOPIX500構成銘柄を投資対象
- 投資除外銘柄を選定

2次スクリーニング

- 為替(米ドル／円)との相関を分析
相関係数上位銘柄を選定

3次スクリーニング

- 為替(米ドル／円)との感応度を分析
感応度上位銘柄を選定
- 財務状況、業績、バリュエーション等の
ファンダメンタルズ分析を加え、選定銘柄
に等金額投資

相関分析による 銘柄選定について

為替の値動きに対して
株価が同様に変動する
傾向がある銘柄を選定
します。

感応度分析による 銘柄選定について

為替の値動きに対して
株価がより大きく変動
する傾向がある銘柄を
選定します。

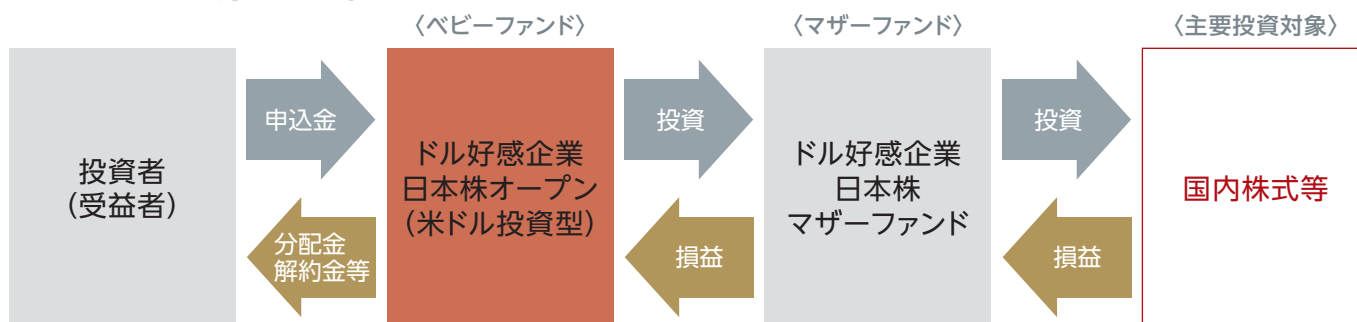
※構成銘柄は、原則として半年に一度スクリーニングを行い、ポートフォリオの見直しを行います。
※資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては上記の運用ができない場合があります。

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。



? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
ドル好感企業日本株マザーファンド	わが国の株式	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2.

円建て資産に対して、原則として円売り／米ドル買いの為替取引を行い、米ドルへの投資効果を追求します。

- 為替取引を行うにあたっては、外国為替予約取引等を活用します。
- 純資産総額に対する円売り／米ドル買いの為替取引の時価比率は、原則として高位を維持します。



DOUBLE GEAR

ファンドの特色

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 原則として、年1回(12月19日(休業日の場合は翌営業日))決算を行い、収益の分配を行います。
 - 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



主な投資制限

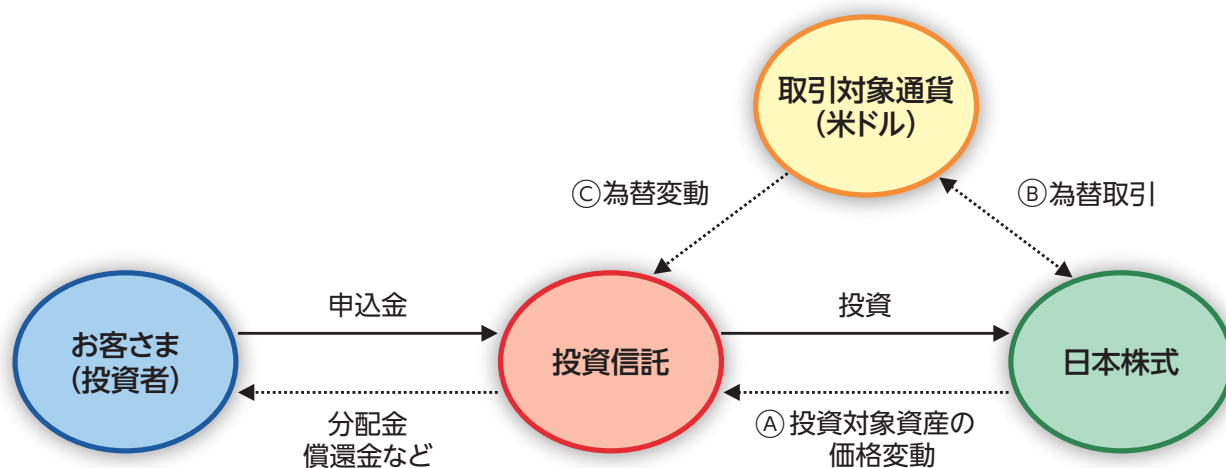
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

✓ ファンドの目的・特色

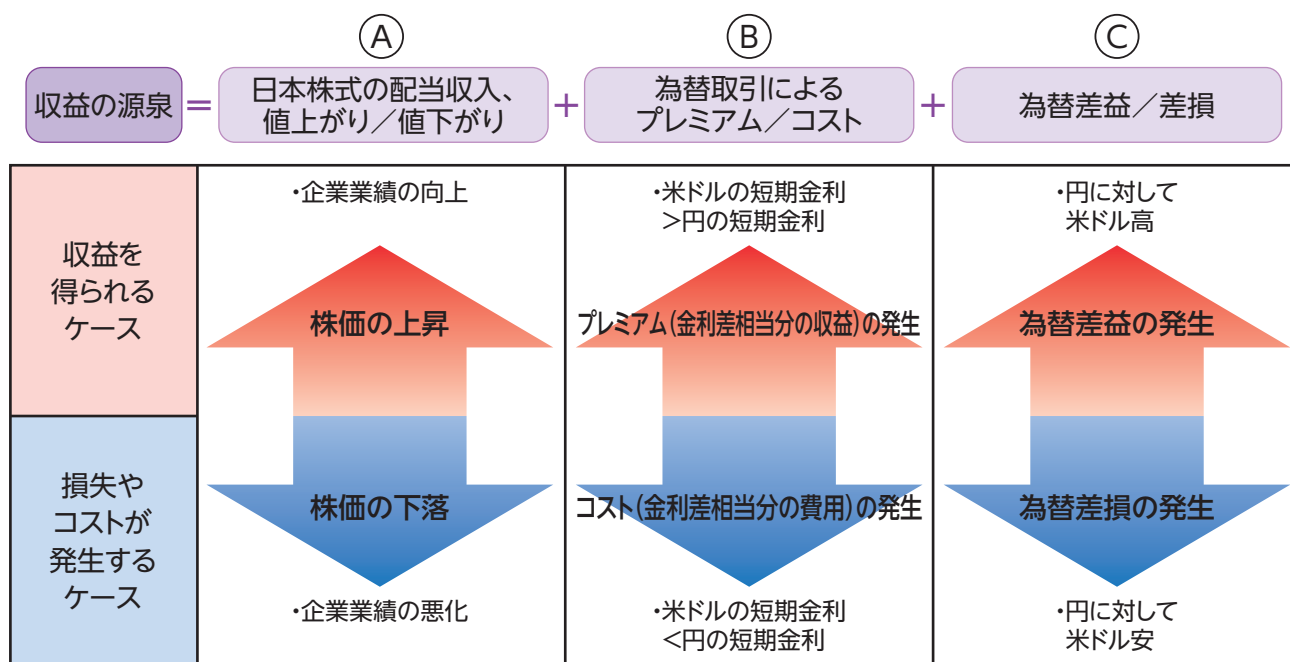
【ファンドの収益のイメージ】

●ファンドは円建の日本株式に投資するとともに、円売り、米ドル買いの為替取引を行います。



※取引対象通貨(米ドル)の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

●ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	ファンドは、投資対象資産(円建て)に対して、原則として円売り米ドル買いの為替取引を行いますので、米ドルに対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。また、為替取引を行う米ドル短期金利が円短期金利より低い場合には、米ドルと円の金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
テーマ型運用に係るリスク	ファンドは、特定のテーマに関連する企業の株式を選別して組み入れますので、市場全体の値動きと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。
- 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。



運用実績

当初設定日：2014年3月20日

基準価額・純資産の推移

ファンドは、2014年3月20日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

分配の推移

ファンドは、2014年3月20日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

主要な資産の状況

ファンドは、2014年3月20日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

ファンドは、2014年3月20日に運用を開始する予定であり、該当する記載事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間:1口につき1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間:平成26年3月3日から平成26年3月19日までとします。 継続申込期間:平成26年3月20日から平成27年3月19日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	原則として、平成26年3月20日から平成30年12月19日までとします。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年12月19日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。



DOUBLE GEAR

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料		購入申込受付日の基準価額(当初申込期間は1口につき1円)に 3.15%※(税抜3.0%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※消費税率が8%になった場合は、 3.24% となります。	
信託財産留保額		ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)		純資産総額に対して 年率1.554%※(税抜1.48%) 信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。 ※消費税率が8%になった場合は、 1.5984% となります。また、下記の配分も相応分上がります。	
		委託会社	年率0.7455%(税抜0.71%)
		販売会社	年率0.7455%(税抜0.71%)
		受託会社	年率0.063% (税抜0.06%)
その他の費用・手数料		監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は平成26年1月1日現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

